

※市が「土地活用を希望する所有者」と「立地を検討している企業」の最初の窓口となり、それぞれの意向を確認したりすることで、企業立地の促進と豊かなまちづくりに寄与するための制度です。

サポートⅠ

具体的な方策：登録された宅地建物取引事業者（宅建事業協力者）へ情報提供による両者間の調整を行ないます。

※登録のできる宅地建物取引事業者は富里市内に営業所を有している事業者に限ります。

サポート区域：富里市内の市街化区域全域

サポートの手順

土地活用を希望する所有者が市へ登録

《市》宅建事業協力者へ情報提供→《宅建事業協力者》候補企業の調整→《市》連絡・調整→地権者と宅建事業協力者で直接交渉

※ 企業サイドからの問合せにも対応いたします。

サポートⅡ

具体的な方策：土地活用を希望する土地の条件等を市が広く周知いたします。（インターネット等）

サポート区域：富里市内の市街化区域の内、次の促進区域

促進区域…富里第二工業団地・南新木戸土地区画整理事業区域内・北新木戸土地区画整理事業区域内・日吉倉五斗蒔土地区画整理事業区域内

サポートの手順

土地活用を希望する所有者が市へ登録

《市》市HPに掲載及び市役所窓口の整理簿で閲覧→《土地所有者》問合せ企業や不動産事業者と直接交渉

サポートⅢ

具体的な方策：市が土地の条件等に基づき立地希望企業を調査し、その結果をお知らせします。

サポート区域：富里市内の市街化区域の内、次の促進区域

促進区域…富里第二工業団地・南新木戸土地区画整理事業区域内・北新木戸土地区画整理事業区域内・日吉倉五斗蒔土地区画整理事業区域内

サポートの手順

土地活用を希望する所有者が市へ登録

《市》希望条件に基づき企業へアンケート調査→《市》希望企業にヒアリングの実施→《土地所有者》希望企業と直接交渉

「富里市企業等立地サポート制度」とは？

市が民間土地所有者の土地活用を支援し、企業等の立地を促進するために平成18年9月1日からスタートした制度です。

3つの特色ある支援策から、その土地の状況に応じ選択願いたいと思います。

土地活用を考えている所有者の方や新たな展開と立地を検討している企業の皆様の一つの情報場としてご活用願いたいと考えております。

詳細は、下記までお問合せください。

問合せ：富里市商工観光課商工振興班

TEL 0476-93-4942

URL <http://www.city.tomisato.lg.jp/>

【制度の注意点】

1. この制度は、立地する施設や利用目的を都市計画・その他技術的（排水・道路等）な要素について、支援・保証するものでなく、土地活用を図るための情報を提供するものです。
2. 登録している宅地建物取引事業者の業務や立地希望企業等について市が保証するものでなく、それぞれ（市・土地所有者・企業・宅地建物取引事業者）の業務の責任において、誠実に進めて行く制度です。
3. サポート制度の運用の中で発生した疑義やトラブルについては、それぞれ（市、土地所有者・企業・宅地建物取引事業者）の業務の責任において解決することとなります。
4. それぞれは、この制度の運用上、知りえたことについて、この制度の目的以外に使用してはいけません。
5. 情報の更新は、迅速に行なっておりますが、事情により更新に時間がかかる場合がございますので、ご承知おき願います。

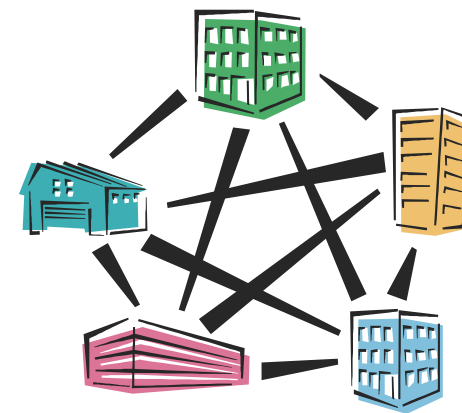


地域と企業を結ぶ

富里市 企業等立地サポート制度

土地活用を支援します

制度のご案内



富里市市民経済環境部商工観光課
千葉県富里市七栄 652-1
電話 0476-93-4942

富里市役所案内図

